

報告書

令和 3 年 12 月 24 日

新潟地方最低賃金審議会
会長 永井雅人 殿

新潟地方最低賃金審議会
検討小委員会（新潟県各種商品小売業）
委員長 二岸 直子

当委員会は、貴職から調査審議を命ぜられた、令和 3 年 7 月 27 日新労発基 0727 第 1 号により貴会に諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年新潟労働局最低賃金公示第 4 号）の改正の必要性の有無について、調査審議を行った結果、全会一致に至らないので必要性有りとするることはできないとの結論に達したため、報告する。

1. 審議の経過

当委員会は、8月23日、9月29日、10月20日、11月30日の4回、委員会を開催し、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無について調査審議を重ねてきた。

調査審議に関わった当委員会委員は以下の通りである。

公益代表委員（委員長）	二岸直子
同（委員長代理）	永井雅人
労働者代表委員	桑原典子
同	片山 晃
使用者代表委員	徳武裕一
同	八木 威

調査審議に際しては、関係労働者に対し、現場の意見を聞くとして、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無について、意見書の提出及び口頭での意見陳述を求めたところ、次の各氏から、意見書の提出及び口頭での意見陳述の希望があったので、労働者側から提出された意見書及び口頭での意見陳述の結果も、新潟労働局から提出された各種統計資料等とともに、資料とした。

なお、使用者代表委員から不当な賃金の切下げにより公正競争が阻害されているということが無いため、関係使用者の意見陳述は必要ないものとしているが、関係労働者からの意見陳述において、この点に関して具体的な指摘があれば対応するとした。

関係労働者（意見書及び口頭陳述）
同（意見書）
同（意見書）
同（意見書）
同（意見書）
同（意見書及び口頭陳述）



調査審議に当たって、労働者代表委員及び使用者代表委員からは、後掲する主張がなされた。

当委員会では、労使双方の主張をもとに議論を重ねることで、労使の合意に至るよう努力してきた。しかしながら、考え方の隔たりは大きく、合意には至らなかった。

2. 労働者代表委員の主張及び関係労働者意見の要旨

労働者代表委員の主張及び関係労働者からの意見は、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性はあるとして、その主な理由は主に以下のとおりである。

(1) 人手不足

1点目は、各種商品小売業を含む小売業全体においては、従事する労働者は多く、雇用の担い手としての役割が大きい中、コロナ禍以前から人手不足が大きな課題となっている。百貨店では、店舗のデジタル化が進み、従来どおり接客にコストをかけることを強みとしている限り、販売スタッフを減らすことはできないことから働き手の確保が大きな課題となっている。

また、コロナ禍における地域のライフラインとしての総合スーパーにおいても、店舗のシステム化の導入が進む一方で、これまでと同じように従業員は業務に対応せざるを得ない状況であり、従業員の役割や責任が高まっている中で、人手不足が懸念されている。

今後も雇用の受け皿として、また地域の発展と市民の利便性を充足させるという社会的貢献を果たすためには、小売業で働く労働者の勤労意欲は地域にとって必要不可欠であり、県最低賃金以上の賃金引き上げを行うことで、既存労働者の雇用の確保、また優秀な人材確保ができ、人材不足の解消につながる。

(2) 小売業の賃金水準の低さ

2点目は産業としての課題である。厚生労働省の賃金構造基本統計調査を見ても分かることおり、小売業の賃金水準は他業種に比べて低位にある。

また、2021年6月の新潟県の産業別常用雇用者数として、小売業は上位をしめている。この産業を支えているのは、パートタイマー・アルバイト、契約社員、派遣労働者などの多様な働き方の労働者であり、特にパート比率は他の産業と比べ、非常に高いことが分かる。その労働者の中には、単身で子供を養っている者も多く、安定した生活ができない労働者も多い状況にあり、そのような労働者が安定した生活を維持向上し、将来に希望をもって働くためにも、最低賃金の改正による底上げは必要である。

昨年同様、今年においても新型コロナウイルス感染症の影響から、各種商品小売業内では、百貨店を中心に多大な影響を受けており、労使とも非常に厳しい状況下におかれていることは十分承知しているが、そのような状況下においても、特定最低賃金の引き上げは企業の採用賃金に影響を及ぼすことから慎重にしなければならないという認識もある。

しかしながら、2021年度8月版の「パート・アルバイト募集時平均時給」によ

ると、現状の各種商品小売業特定最低賃金842円よりも108円も上回っている状況であり、企業としては、新たな人材を確保するためには必要最低限の金額であることは理解しており、強いていうのであれば、この金額を出すことが可能であるなら、企業として産業の位置づけを高めるためにも、賃金改正に理解していただきたい。

最後に、各種商品小売業に携わる労働者は、エッセンシャルワーカーとして、地域の住民の生活を支える役割を果たしている。その中で、各種商品小売業特定最低賃金は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア等、その他小売業全体に対しても、多大な影響力を持っており、各種商品小売業の金額改正審議をすることにより、県内で働く多くの労働者の生活不安打開のメッセージにしたい。

以上のことから金額改正審議の必要性を検討していただきたい。

(3) 11月30日の再主張の要旨

ア 使用者代表の主張に対する受け止め

使用者代表委員の主張は、「公正競争ケース」での申出の場合、『不当な賃金の切り下げにより公正な競争が妨げられているか』ということを論点として主張した。

使用者代表委員は「不当な賃金の切り下げが行われているのか」を主張され続け、賃金の切り下げが行われていないのであれば、検討する余地もないという考えについて、再度、労働者側として主張した。

イ 企業の枠を超えた公正競争のための特定最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使のイニシアチブを発揮することを前提とし、日本で唯一、企業の枠を超えて産業別・職業別に事業の公正な競争条件を賃金で担保するとともに、『未組織労働者』を含めた労働条件の向上を図るための手段として、団体交渉を補完・代替する役割を果たしている。

産業の公正競争をより高いレベルで確保し、底上げを図っていくことは、当該産業の魅力やそこで働く労働者の働きがい、誇りを高め、産業と企業の健全な発展へつながり、産業を発展させるための一つの例として、家電量販店の労働組合が会社と交渉して決めた労働条件が、同じ地域の同じような会社すべてに適応される「地域的拡張適用」が決定された。

このように産業内の改善に向けて、同業種の労使が同じ方向に向かい、取り組んでいくことで、より魅力ある産業の発展につながり、その産業が発展することは、特に近年の労働者不足の中においては、経営資源の一つある人財（材）を確保する有効な手段ともなり得る。

ウ 特定最低賃金の引き上げの必要性

当該産業は、現状としてはまだまだマンパワーが必要な産業である。

また、UAゼンセンが実施したアンケート調査では、就職志望の大学生約45%

が小売業を志望しないという結果が出ており、理由として、「休暇が取れない」、「残業時間が長い」、「勤務時間が長い」という理由が挙げられていることから、当該産業を支えている労働力はパートタイマーやアルバイトなどが中心となり、正社員と同様に業務に対する責任も担うような現状でもある。

今後、魅力のある産業として捉えてもらうためにも、労働環境の改善が必要であり、その一つとして、特定最低賃金の引き上げは必須である。

今後当該産業の発展には、これまで特定最低賃金の場で、労使は真摯な交渉を重ね、特定最低賃金の引き上げにつなげ、未組織労働者に波及させてきた流通業は、自然災害や感染症拡大下において、ライフラインとしての役割も果たし、これからも小売業の発展にむけて、労使が話し合って前に進めていくべきと考える。

そのため、「不当な賃金の切り下げが行われているのか」だけでなく、当該産業の現状を見据えた上で必要性のある賃金の底上げを検討することで、そこで働く既存労働者の勤労意欲の向上、優秀な人材確保、雇用の安定などに結び付き、それが今後の企業の発展、またそこで働く労働者の生活向上になるように取り組んでいくべきである。

(4) 関係労働者からの意見陳述の要旨

ア [REDACTED] 氏は、各種商品小売業を支えるのはお客様最前線で働くパートタイム労働者であり、新潟県各種商品小売業最低賃金の引上げは各企業内最低賃金であるパートタイム労働者の採用賃金に大きく影響を及ぼし、また、各種商品小売業だけでなく小売業に働くパートタイム労働者の生活向上を導く重要な役割を担うものであるなどとした。ただし、その引上げの審議が各企業の販売管理費の上昇に繋がることから、慎重な審議が必要であると主張した。

イ [REDACTED] 氏は、小売業界の最低賃金の影響を受ける労働者は主に時間給契約者であることを指摘したうえで、月給制社員とほぼ同等の業務に従事する時間給契約者が存在することに鑑みれば、その賃金水準について月給正社員との間で均衡均等を保つ必要があり、また、[REDACTED] 業界の強みである「接客」による「顧客満足度向上」の高い付加価値やフェイストゥフェイスでの顧客ニーズの引き出しを提供する観点から地域別最低賃金より1円でも高い金額で存続させる必要があると主張した。

ウ [REDACTED] 氏は、新型コロナウィルス感染症の終息が見えない中、小売業が地域のライフラインとしての役割を果たしていること、また、新潟県各種商品小売業最低賃金の影響を強く受ける非正規労働者の割合が各種商品小売業においては大きいこと、業務の多能工化が進む中、様々なサービス向上の取組やキャッシュレス決済等、時代の変化に対応するためにも優秀な人材確保・獲得が急務であること。特に、他の特定最低賃金と比較して低額である新潟県各種商品小売業最低賃金は

大きな課題であり、小売業は地域のライフラインや災害時のインフラとして重要な役割を担う産業であることから、最低賃金の引上げは継続する必要があると主張した。

エ [REDACTED] 氏は、新潟県の「各種商品小売業」は、他業種と比較し低く、首都圏との賃金格差が大きく、是正が必要である。コロナ禍の中地域のライフラインとしての役割を担うためにも、エッセンシャルワーカーである従業員の離職を防ぎ、人材を確保する必要がある。今後的小売業界のために、特定最低賃金の設定は必要と主張した。

オ [REDACTED] 氏は、各種商品小売業に従事する労働者は、コロナ禍で感染リスクがある中、ライフラインの要とも言え、こうした労働者の生活の安定、向上をさせるべく、最低賃金向上は必要不可欠であるなどと主張した。

カ [REDACTED] 氏は、コロナ禍の中、通常業務以外の業務が増加した。レジ袋の有料化、消毒用務である。最前線で働く仲間は、不特定多数の方と接触するため、感染リスクが高い中で、日々働いている。これらの [REDACTED] 社員は、お客さまから「会社の代表」と見られるため、正社員並みの業務に見合った待遇が必要であると主張した。

3. 使用者代表委員の主張の要旨

使用者代表委員は、新潟県の各種商品小売業の特定最低賃金の改正の申出が「公正競争ケース」によるものであるとして、以下の要旨を主張した。

1. 「公正競争ケース」に基づく特定最低賃金の議論について

「平成4年5月15日の中央最低賃金審議会公正競争ケース検討小委員会報告」「平成10年12月10日の中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」等により、「公正競争ケース」に基づく特定最低賃金の論点は「賃金の不当な切下げにより公正競争が妨げられているか」という点であり、検討小委員会も含め当審議会においてはこれにより議論が進められるものと考える。

2. 当検討小委員会の議論について

労働側代表委員が挙げる人材の確保や賃金の問題は各種商品小売業に限ったものではなく、その他の課題についても、例えばコロナ禍の長期化により労働環境の厳しさや感染リスクが高止まりしている医療・サービス関連、売上の回復が見られない飲食・宿泊関連の業種など、それぞれ特有の深刻な課題を抱えている業種もある。

各種商品小売業より賃金水準が低位にある業種には上記のような厳しい状況に置かれているものもあり、こうした業種から特定最低賃金の申出はされていないが、その一因としては労働組合の組織率が低く申出の要件が満たせない事があるのでないかと思われる。

本年も既に地域別最低賃金の引上げ改定がされ、全ての働く人に等しく適用されているが、昭和56年7月29日の中央最低賃金審議会答申において「地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効をもつようになってきた」などとされ、特定最低賃金は「労働協約ケース」と「公正競争ケース」のみ限定的に設けられていることに留意すべきであり、検討小委員会も含め当審議会でも、特定最低賃金の審議に於いてはこの制度の趣旨に則り真摯に議論を行わなければならないと考える。

また仮に、申出のあった業種の個別の事情を取り上げて改正等の必要性を認めた場合、①地域別最低賃金の意義を失わせる、②申出に至らない業種との間で公平性が確保出来ず格差が発生・拡大する、③委員が制度内容を理解していない、誤った解釈をしている、或いは制度内容を逸脱し当事者の都合の良いように物事を決めていると受け取られる、といった懸念がある。

使用者代表委員としては、このように当審議会の審議が不適切なものとなり、ひいては当審議会に対する社会の信頼が失われることになりかねないような議論に与することは出来ない。

労働者代表委員から『『不当な賃金切り下げが行われているか』については、各企業に

おいては法令を遵守している以上、ほとんどあり得ないと思われる」との見解や、意見陳述に出席した労働者側関係者から「不当な賃金切り下げが行われているとは承知していない」旨の表明があったが、使用者代表委員としても認識は一致している。

「公正競争を妨げる不当な賃金の切り下げは行われていない」という労使の基本的認識が一致していることから、双方とも「改正の必要性なし」との結論となるのが適切なあり方と考える。

3. その他労働者代表委員の説明等に対する見解

上記の他、労働者代表委員から示された事項について次の見解を示した。

(1) 各種商品小売業最低賃金の改正を求める申出書（令和3年6月24日）について

3点挙げられた申出理由のうち、1点目の「当該産業における事業の公正競争を確保する観点」については制度の趣旨、目的に合致している。

2点目の「県内の賃金秩序や雇用・消費など地域経済における位置付け」については、「公正競争の確保」とどのような関連性があるのか分かりかねる。

3点目は、現行の最低賃金が842円であるとの記載であり、事実である。

また申出書に添付された資料は「卸売業、小売業」のもので「各種商品小売業」のものでは無く、他に前述の平成10年の審議会で示されている項目の記載や資料の添付もされていない。

(2) 各種商品小売業の人手不足と賃金水準に関する説明について

労働局の統計資料から新潟県内の各業種は全般的に人手不足の状況にあること、労働者代表委員の示した資料では卸小売業の賃金水準が他の業種との比較において中位にあることから、人手不足や賃金水準の問題は各種商品小売業に特有のものとは認められない。

また労働者代表委員の示した資料によれば、当該業種各社の賃金水準や勤続年数には通常存在する差異以外の違いは見られず賃上げも行われていること、加えて労働局の示す当該業種の基幹的労働者数と申出者が代表するという基幹的労働者数が同数であることから当該業種の未組織労働者は居ない、つまり組織労働者と未組織労働者の格差も存在しないことなどから、当該業種においては公正な競争を妨げる不当な賃金の切下げが行われているとは認められてないので、特定最低賃金の改正（引上げ）の必要性はないと考える。

(3) その他の説明について

- ① 「不当な賃金の切り下げが行われているかということ以外に検討する余地がないのか」については、中央最低賃金審議会の検討小委員会報告等の考え方に基づけばそういうならざるを得ない。
- ② 「特定最低賃金が労働条件の向上を図る手段」については、平成4年5月15日の中

央最低賃金審議会公正競争ケース検討小委員会の報告によれば労働条件の向上は公正競争ケースによる特定最低賃金の目的ではない。

- ③ 「使用者代表委員は『個別企業内に加え業種や地域などそれぞれの問題に応じた相応しい場で行われるべきである』と言われているが、まさにそれが業種として検討するこの場（各種商品小売業特定最低賃金の場）である」については、人材確保や働く方の賃金や待遇、その他多様な働き方、高年齢者の雇用継続などの労働問題から、多様な人材の活躍、顧客のニーズや意識の変化、DXやGXなどのビジネス環境の変化など新しい課題への対応などは使用者代表委員としても重要であると考えており、労働者側代表委員が挙げたものも含め、これらの課題の解決の為には、公正競争ケースによる特定最低賃金の改正の必要性を審議する目的で設けられた当審議会ならびに検討小委員会でなく、個別の企業毎やその内容に合わせて地域や業種などの適切な枠組みの中で労使が継続的に実効性のある議論を深めていく必要があると申し上げているのである。
- ④ 「特定最低賃金は、同じ産業・業種であっても賃金格差が大きい実態を是正し、労使が企業の枠を超えて『同一労働同一賃金』の基盤を形成することに資する制度として有効である」については、特定最低賃金と同一労働同一賃金は目的、法的根拠や適用対象、内容が全く異なるものであり、特定最低賃金が賃金格差を是正したり、同一労働同一賃金の遵守を促進するためのものとは認識していない。
- ⑤ 「産業を発展させるための一つの例として、本年9月に家電量販店の労働組合が会社と交渉して決めた労働条件が、同じ地域の同じような会社すべてに適応される『地域的拡張適用』が決定された」については、「地域的拡張適用」の根拠たる労働組合法第18条第1項を特定最低賃金と比較すると、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申により「労働協約ケース」がこれに類似するものと言える。